

各都道府県知事 殿

消防庁次長

消防の広域化及び連携・協力の更なる推進について（通知）

市町村の消防の広域化に関する基本指針（平成18年消防庁告示第33号。以下「基本指針」という。）に定める消防の広域化の推進期限（令和6年4月1日）に向け、各都道府県におかれては消防の広域化及び連携・協力の推進に努められているものと存じます。

基本指針においては、「小規模な消防本部においては、出動体制、保有する消防用車両、専門要員の確保等に限界があることや、組織管理や財政運営面での厳しさが指摘されることがあるなど、消防の体制としては必ずしも十分でない場合がある。」とされておりますが、新型コロナウイルス感染症に複数の職員が罹患し、消防力の維持・確保のために、他の消防本部からの応援が必要となる事案や、豪雨災害により消防用車両等が水没し、他の消防本部等から車両等の支援を受ける事案等、小規模消防本部の限界に直面する事態が発生しています。

こうした状況も踏まえ、多発する大規模災害や感染症等に的確に対応するとともに、持続可能な形で住民の安全・安心を確保するために、引き続き、自主的な市町村の消防の広域化の検討を進める必要があります。

消防の広域化は、組織の統合に向けた調整が困難である等、実現にはなお時間を要する地域もありますが、そのような地域においては、消防事務の性質に応じて事務の一部について柔軟に連携・協力することにより、消防力の強化に効果を生み出していくとともに、広域化を実現していくための下地を作っていくことの検討を進めることも重要です。

消防の広域化及び連携・協力事業にも活用可能な緊急防災・減災事業の事業期間が延長になったことも踏まえ、各都道府県におかれては、下記事項に留意の上、消防の広域化及び連携・協力の推進につき一層の検討の加速をお願いいたします。

この趣旨については、貴都道府県内の市町村に対しても併せて周知されるようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

- 1 消防の広域化及び連携・協力全般に関すること  
都道府県においては、基本指針二、(1)において、都道府県は、「平成30

年度中を目途として、消防本部、市町村等と緊密に連携し、検討した上で推進計画の再策定又は策定を行うよう努めること」とされていることも踏まえ、より積極的にその役割を果たし、自主的な市町村の消防の広域化及び連携・協力の支援に取り組むこと。

また、各市町村においては、引き続き、都道府県推進計画等を踏まえ、消防本部を取り巻く状況と自らの消防力を分析し、消防の広域化や連携・協力といった手段を織り込みながら今後のあり方について検討を行うこと。

## 2 消防指令センターの共同運用に関すること

消防指令センターの共同運用は、大規模災害時の消防相互応援協定の運用の迅速化、「直近指令」、「ゼロ隊運用」などの高度な運用や消防指令センターそのものの機能の高度化による現場到着時間の短縮など、消防力の強化にもつながるものである。

当庁の調査結果によれば、令和6年度から8年度にかけて、全国の消防本部において、消防指令センターの更新時期が集中している。消防指令センターは更新に大きな財政負担を伴う一方で、その耐用年数が10年以上であることも踏まえれば、更新時期の集中を控えたこの時期こそ、財政負担も含めた今後の持続可能な消防体制の確立のため、共同運用を検討するまたとない好機である。

さらに、令和7年度まで、連携・協力実施計画に基づき、必要となる高機能消防指令センターの整備が、引き続き緊急防災・減災事業の対象事業とされている。

こうした状況を踏まえて、以下のとおり、消防指令センターの共同運用に向けた取組みを進めること。

- (1) 基本指針三、4、(3)において、都道府県は、「まずは市町村の高機能消防指令センターの更新時期を把握し、消防本部等と緊密に連携し、高機能消防指令センターの共同運用について検討」する必要があるとされていることを踏まえ、とりわけ、令和6年度から8年度にかけての消防指令センターの更新集中時期を見据え、管内における消防指令センターの共同運用に向けた調整等についてリーダーシップを発揮し、積極的に対応すること。
- (2) 基本指針三、4、(3)において、「高機能消防指令センターを共同運用する規模については、広域化と同様、一般論としては、規模が大きいほど望ましいことにも鑑み、面積、人口等において、標準的な規模の都道府県であれば、原則、全県一区とする必要がある。」とされていることも踏まえ、特に、全県一区など大規模な共同運用の実現に向けては、都道府県が適切な支援を行うこと。
- (3) 市町村は、近隣消防本部の消防指令センターの更新時期に留意しつつ、可能な限り、共同運用の実現を追求すること。特に、地域の中核となる消防本部においては、周辺地域の消防本部の状況も踏まえ、積極的な検討を行うこと。

なお、消防庁では、今後、消防指令システムの高度化等に向けた検討を行うこととしている。検討の成果については、適宜情報共有に努めていくので、この動向を注視し、可能な限り消防指令システムの更新時に参考としていただきたい。

ただし、更新時期が迫っている消防本部においては、消防庁における検討を待つことなく、消防指令センターの共同運用の調整をはじめとした、更新に向けた作業を進めていただきたい。

消防庁消防・救急課

担 当：阿部課長補佐、渡辺係長、五十川事務官

電 話：03-5253-7522

E-mail：keibou@ml.soumu.go.jp